



## 訪問購入 ～不用品の買取り～ のトラブルにご注意ください

### トラブル事例

- ・電話では「お皿を買い取ります」と言われていたのに、家に来たら「貴金属を売ってくれ」と言われ、アクセサリーを強引に買い取られた。
- ・契約書には「アクセサリーまとめて9点」とだけ書かれていて、何をいくらで買い取られたのかわからない。



### ワンポイントアドバイス

#### ◆ 突然訪問してきた購入業者は家に上げない

購入業者が突然家に来て買取をすることは、法律で禁止されています。

#### ◆ 買取りを希望しない物品は見せない

強引な勧誘に負けて買い取られてしまうことがあります。

#### ◆ 契約書面はよく確認！

契約書面に物品名や買取価格が具体的に記載されているか確認しましょう。また、書面を受け取ってから8日間は物品を手元に残しておくことができます。

電子メールやWebサイトで提供される場合もあります

#### ◆ 不安に思ったり、困った時は消費生活センターに相談！

突然事業者が訪問してきた時や強引に品物を買取られたときなどは、相談しましょう。



契約トラブルなど「こんなのアリ?」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【消費者ホットライン】 **188** (お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)にナビダイヤルでつながります。)

【相談専用電話】 宮崎県消費生活センター 0985-25-0999  
 都城支所 0986-24-0999  
 延岡支所 0982-31-0999

